

経 済 産 業 省

2 0 2 1 0 7 2 6 貿 局 第 1 号
輸出注意事項 2 0 2 1 第 2 4 号
輸入注意事項 2 0 2 1 第 1 5 号
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 協 力 局

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第二条の二、輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の四及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第七条の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年7月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から適用する。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）

改 正 後	現 行						
(略) 記 1 輸入承認証の有効期間の延長申請について (略) 2 事前確認又は通関時確認における提出書類について 「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号）」三の6の（5）に基づく事前確認又は三の8の（7）に基づく通関時確認において提出を要する書類のうち、次に掲げる書類の原本の提出が困難である場合は、当該原本の写しの提出に替えることができるものとする。 ただし、事前確認の対象となる貨物については、相手国の政府機関等から事前に当該書類の原本の写しが水産庁に送付されている場合に限る。 <table><tr><th>船積地域</th><th>貨物</th><th>書類</th></tr><tr><td>フィジー</td><td>めばちまぐろ 又はめかじき</td><td>「めばちまぐろ統計証明書・めばちまぐろ再輸出証明書」又は「めかじき統計証明書・めかじき再輸出証明書」 (フィジーが経由地となる場合における「統計証明書又は再輸出証明書の写しを確認したもの」を含む。)</td></tr></table> 3 適用期間 当面の間、<u>上記1及び2の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</u>	船積地域	貨物	書類	フィジー	めばちまぐろ 又はめかじき	「めばちまぐろ統計証明書・めばちまぐろ再輸出証明書」又は「めかじき統計証明書・めかじき再輸出証明書」 (フィジーが経由地となる場合における「統計証明書又は再輸出証明書の写しを確認したもの」を含む。)	新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、外国為替及び外国貿易法に基づく申請手続等に係る特例措置を下記のとおり定め、令和2年4月30日から施行する。 なお、「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について（令和2年2月14日付け輸出注意事項2020第3号・輸入注意事項2020第1号・関税割当注意事項第3号）」は、令和2年6月21日限りで廃止する。 記 1 輸入承認証の有効期間の延長申請について 輸入承認証の有効期間の延長申請において、「延長を必要とすることを立証する書類」の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であることの理由を記載した理由書」の提出により、当該書類に替えることができるものとする。 (新設) 2 適用期間 当面の間、<u>上記1の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</u>
船積地域	貨物	書類					
フィジー	めばちまぐろ 又はめかじき	「めばちまぐろ統計証明書・めばちまぐろ再輸出証明書」又は「めかじき統計証明書・めかじき再輸出証明書」 (フィジーが経由地となる場合における「統計証明書又は再輸出証明書の写しを確認したもの」を含む。)					

